

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宇治田原町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.1%
全職員	73.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	93.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	106.3%
26～30年	92.2%
21～25年	86.3%
16～20年	91.0%
11～15年	97.5%
6～10年	102.6%
1～5年	95.3%

【説明欄】

- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」には該当する職員がいないため記載なし。(理事級の職員は「本庁課長相当職」に含んでいる。)
- ・勤続年数別の「36年以上」には一方の性別の該当者がいないため記載なし。
- ・扶養手当や住居手当については、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は89.3%、住居手当の受給者に占める男性の割合は73.3%である。
- ・相対的に給与水準の高い「任期の定めのない常勤職員」における女性の割合は29.7%であるのに対し、相対的に給与水準の低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」における女性の割合は75.3%であり、「全職員」区分において女性の給与の割合が低いことの要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。